

必修クラブ活動の廃止と今後の部活動の在り方について

The Discontinuance of Required Clubs and the Status of Club Activities

野崎 耕一

Kouichi NOZAKI

I 初めに

1 テーマ設定の理由

「ゆとり」と「生きる力」をキーワードに平成14年度から小・中学校に導入された新学習指導要領は、学校5日制の完全実施と同時スタートとなった。平成11年3月の告示以来、教育内容の厳選や総合的学習の時間の導入等を中心にこれまでになく国民の間で広く議論されることになった。しかし、国民の関心は「ゆとり」や「学力低下」にのみ注がれていて、肝心の「生きる力」への関心は薄い。

新学習指導要領は平成15年度からは高等学校でも実施されるが、一部前倒しで実施されたものがある。その一つが平成12年度からの必修クラブ活動の廃止である。告示1年後の急な実施で、教育課程編成の最終段階にあった各高校は、困惑し動揺した。

必修クラブ活動の廃止から3年、必修クラブ活動とほぼ一体化している部活動はどうなったか。今回、このテーマを設定したのは「生きる力」と深い関わりのある高校の部活動の活動低下と衰退を危惧したからである。

ところで、高校ではよく「文武両道」のスローガンを掲げて生徒の士気を鼓舞する。しかし、「両道」が生徒にとってなかなか難しいのは、次の例で分かる。ある熱心な運動部活動は、平日の放課後3時間、月曜日を休みとしても火～金曜日で12時間、土・日曜日4時間ずつで8時間、計20時間を練習に当てる。これに祝日や長期休業中の活動、公式戦や練習試合が加わる。高校の週平均時数はホームルーム活動を加えても32時間程度だから、部活動と勉強は時間数においては拮抗する。教科・科目の授業時数、例えば、世界史Bの4単位と比較すれば、週20時間近く練習する部活動の量の多さが分かる。それにも関わらず文部省の全国調査（「運動部活動の在り方に関する調査研究報告」1997.12）によれば、運動部員の83.8%は、「運動部活動は楽しい」という。部員の保護者に至っては、90.3%が「満足している」。一方、教員の一日の授業時数を4時間（4コマ）とすると週20時間。運動部の顧問になってつきっきりで指導すると週20時間。教科担任、ホームルーム担任、分掌の一員としての仕事の上に、部活動の顧問としての仕事加わる。勤務時間を遥かにオーバーしたハードな仕事をしているのに、前掲文部省の調査によれば、87.8%の顧問が「やりがいを感じる」。

以上のように、生徒が「楽しい」、保護者が「満足している」、教員が「やりがいを感じる」という運動部活動を必修クラブ活動の廃止によって衰退させてはならない。何よりも新学習指導要領でいう「自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する能力」、つまり、「生きる力」の育成に部活動は欠かせないと思うからだ。

2 考察に用いた資料について

私はこれまでの殆んどを高校の教員として過ごして来た。管理職としての仕事や教育委員会事務局の仕事を除けば、大部分を教科の授業、分掌の仕事、そして部活動の指導に当たってきた。とりわけ、インターハイ出場を目指して生徒と汗を流した部活動指導の18年間は忘れられない。

今回の新学習指導要領が告示された平成11年当時、私は校長職にあり、しかも静岡県高等学校長協会（以下、校長協会）の会長として全体をまとめる立場にあった。既に各学校では、平成15年度実施予定の新学習指導要領をにらんで教育課程の編成を急いでいたが、必修クラブ活動の廃止の3年前倒しまでは予測していなかった。このことによって、各学校が混乱し結果として生徒に不安や動揺を与えてはならないと判断した私は、急遽、校長協会内に特別委員会を設置し、2年かけてその対応策を検討してもらった。その成果は「今後の部活動の在り方について」（中間報告、平成11年11月）、「長期的展望に立った部活動の在り方について」（最終報告、平成13年2月）となって全校長に示され、静岡県教育委員会にも報告し理解を求めた。この報告書には当時の校長達の考え方が強く出ているし、私自身が多少とも関わってきたということから、中心的な資料として使うことにした。

II 本論

1-1 クラブ活動の成立と必修化

(1) クラブ活動の成立

ア クラブ組織による活動

昭和22年（1947）の「学習指導要領・一般篇（試案）」の中で、教科の一部としての「自由研究」の内容に「クラブ組織による活動」なる用語が使われた。

イ クラブ活動

昭和26年（1951）の「学習指導要領・一般篇（試案）」で「自由研究」が廃止され、正式に「クラブ活動」という名称が使われることになった。教科の一部としてではなく特別教育活動の一つとしての位置付けである。

昭和35年（1960）の学習指導要領でも扱いは同じで、特別教育活動は各教科・科目と並ぶ柱であった。クラブ活動もその内容が「①文化的な活動②体育的な活動③生産的な活動④その他の活動」と整理されるとともに、「全校生徒の参加が望ましい」とされた。ただ、「熱心さのあまりゆきすぎの活動に陥ることのないよう」と釘をさした。そして、この時、ホームルームが「毎週少なくとも1回は、長時間（教科・科目に通常充てる1単位時間）のものとして実施することが望ましい」とされ、事実上必修化された。

(2) クラブ活動の必修化

ア 必修クラブと課外クラブ

昭和45年(1970)、「全生徒がいずれかのクラブに所属するものとする」として、クラブ活動が必修化された。必修の理由として、「クラブ活動の教育的意義、教育的効果が大きい。知育偏重の高校教育を是正し、教科外活動を充実する。」等を挙げている(「高等学校学習指導要領の展開・各教科以外の教育活動編」1973.10)。ただ、「共通の興味や関心を持つ生徒をもって組織することをたてまえとし」に見られるように、全生徒が希望するクラブに参加することは不可能と考えていたようだ。これまで放課後に活動してきたクラブ活動は、この時から課外クラブあるいは部と呼ばれるようになり、全員参加の必修クラブと区別されることになった。

イ 必修クラブ化に伴う問題点

昭和26年以来、クラブ活動は特別教育活動(特別活動)の柱の一つとして教育課程の中に位置付けられてきた。しかし、活動自体は放課後であったし、同好の士が集まって自主的に活動をするという形態を取ってきたことから、指導する教員も活動する生徒もこの形態に特別不満はなかった。

(ア) 教員の困惑と生徒の不満

前述のように、ホームルームは昭和35年から必修化されていたから、原則全員参加のクラブ活動の必修化は自然の流れだったかも知れない。しかし、予想もしていなかった早い必修化で、各学校はその対応に苦慮した。大規模校にあっては施設・設備が不足し、小規模校にあっては指導する教員が不足するという深刻な事態が生じた。さらに、1時間という時間的制約の中での活動はお遊びと化して教員を嘆かせ、好きなクラブややりたいクラブがないという生徒の不満が募った。また、履修と修得が課せられたために、出欠席の確認や活動内容の工夫がクラブ顧問の大きな仕事となり、負担過重を訴える教員が多かったのも事実であった。

(イ) 二本立てか一本化か

必修化当初、多くの学校はクラブ活動と部活動を切り離して、二本立てとし、例えば、部活動で運動部に所属していた生徒には、クラブ活動は文化部に所属するよう指導した。しかし、クラブ活動を息抜きの場合、遊びの時間と履き違えて参加している生徒と、評価はしないものの活動内容をチェックし、出欠席を確認する教員との間に齟齬が生じるようになった。そのため、学期毎に所属するクラブを変えさせるなどの工夫をした学校もあったが、あまり機能せず、やがて多くの学校はクラブ活動と部活動を一本化する方向へ移っていった。

(3) 部活動代替

必修化から20年経過した平成元年(1989)、この時の学習指導要領の改訂によってクラブ活動の在り方が大きく変わることになった。「部活動に参加する生徒については当該部活動への参加により、クラブ活動を履修した場合と同様の成果があると認められるときは、部活動への参加をもってクラブ活動の一部又は全部の履修に替えることができる」というもので、部活動代替と言われた。10年後のクラブ活動の廃止の布石ともとれる制度がスタートしたのである。平成4年(199

2) から始まる学校週5日制やそれに伴う授業時数の縮減への対応、さらに教員や生徒にとかく不満があったクラブ活動の形骸化も背景にあったと思われる。しかし、この改訂による混乱は殆どなかった。

1-2 必修クラブ活動の廃止

(1) 特別活動の見直し,精選

平成8年(1996)7月の中央教育審議会第一次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について—子供に『生きる力』と『ゆとり』を—」の中で「特別活動については、教科の学習や学校外活動との関連を考慮しつつ、その実施や準備の在り方などを見直し、精選を図る。」ことを答申した。

(2) 必修クラブ活動の廃止

平成10年(1998)7月の教育課程審議会答申の中で「『クラブ活動』は、放課後等の部活動や学校外活動との関連、今回創設される『総合的な学習の時間』において生徒の興味・関心を生かした主体的な学習活動が行われることなどを考慮し、部活動が一層適切に行われるよう配慮しつつ、廃止することとする。」と示されたことによって、翌11年3月告示の高等学校学習指導要領の特別活動は、ホームルーム活動、生徒会活動、クラブ活動、学校行事の4領域から3領域へと変わった。10年前の改訂で部活動代替が導入されて今日あることは予想されたが、部活動の位置付けがはっきりしないまま各学校に任された格好となり、しかも平成12年度からの前倒し実施となって各学校は混乱した。

(3) 廃止の背景、経緯

整理すると次のようになるだろう。

ア 平成14年度から実施予定の完全学校週5日制に伴う授業日数、授業時数の縮減への対応

それは次の答申等で示されている。

- ① 平成8年7月の中央教育審議会第一次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について—子供に『生きる力』と『ゆとり』を—」で「特別活動の見直し、精選」に言及していること。
- ② また、同第2部第4章「学校のスリム化—部活動については教育活動の一環としての意義を持つことは評価しつつ、勝利至上主義の一部の行き過ぎは改善を図る必要がある。また、学校や地域の実態を踏まえて、地域社会にゆだねることが適切かつ可能なものはゆだねていくことも必要である。」と提言していること。
- ③ そして、平成10年7月の教育課程審議会答申、同11年3月の高等学校学習指導要領の告示。

イ 将来の学校5日制をにらんでの部活動代替導入

- ① 昭和62年12月の教育課程審議会の答申「クラブ活動の位置付けについては現行どおりとするが、その実施に当たっては、学校や生徒の実態に応じて実施の形態や方法を工夫し、例えば、いわゆる部活動をもってクラブ活動に代替することを認めるなど、弾力的に運用ができるようにする。」と触れていること。

② 上記を受けての平成元年3月の高等学校学習指導要領の告示。

ウ 部活動と同じ特質や意義を持つ必修クラブ活動

① 昭和45年の必修化以来、既に30年経過したクラブ活動は、導入当初混乱はあったが、特別活動の重要な柱として位置付けられ、それなりの成果は上がったと思われる。しかし、実態は部活動とほぼ同質であったため、部活動代替なる言葉も生まれ、やがて廃止へと進む道筋ができたのである。

2-1 部活動の歴史

(1) 戦前の部活動

前述のように部活動という名称は、昭和45年の必修クラブ活動以後使われることになったが、部活動に類する課外活動は戦前も行われていた。戦前の中学校には教職員、生徒、卒業生等からなる校友会があり、その中に今日いう「部」があつて活発に活動していた。

例えば、平成11年に120周年を迎えた静岡県立下田北高校では、明治37年(1904)に「校風を完うし、及び会員相互の信誼を厚うする」ことを目的として校友会が結成され、その中に「部」として「第一部 運動部(ベースボール・ロンテニス、撃剣及銃槍、柔道及弓術等) 第二部 文芸部(校友会誌編集担当)」が置かれていた(百二十年のあゆみ 豆陽中学 下田北高 平成11年10月1日)。校友会の中に置かれた「部」は、中学校同士の学力競争と並んで校威の発揚に大いに力があつた(榛原高校100年史 2000年11月15日)という。

(2) 戦後の部活動

戦前の校友会は、戦後、その組織の中から教職員や卒業生を除いた生徒だけの自治組織としての自治会や生徒会に姿を変えた。校友会の下部組織であつた「部」も、昭和22年(1947)の「学習指導要領・一般篇(試案)」で教育課程内に位置付けられ、「クラブ組織による活動」となった。

昭和26年(1951)の「学習指導要領・一般篇(試案)」では、特別教育活動の一つにクラブ活動を置くことになった。以後、昭和45年の改訂まで、教育課程内にありながら放課後に活動するというクラブ活動が続いたことはこれまでも触れた。

昭和45年のクラブ活動の必修化以後、教育課程内の「クラブ」と教育課程外の「部」に分けられ、「部」はこれまでと同じく放課後を中心に活動することになった。前に触れた通り、平成元年の部活動代替、同11年の必修クラブ活動の廃止という逆風を受けながらも、部活動は高校生の殆んどが参加して現在も健在である。

2-2 部活動の位置付け

(1) 教育課程外の部活動

平成10年7月の教育課程審議会の答申には部活動の言葉が見えるが、翌年3月の学習指導要領には見えない。部活動は教育課程外の活動だからだ。つまり、課外活動である。とは言え、学校管理下の教育活動であるので生徒だけに任せるわけにはいかないから、顧問の教員が指導することになる。放課後だけでなく休業日の土、日曜日の活動の指導、そして、公式戦や練習試合の引率等片手間のできる仕事ではない。

(2) 位置付けの明確化を

部活動の位置付けをもっと明確にしないと、教員のやる気や熱意をそぎ生徒の参加意欲を低下させる。このことが学校の元気をなくし士気を低下させることは明らかで、「学力低下」とは違った意味で大きな問題をはらんでいる。このことについては、後で触れる。

2-3 部活動の現状

(1) 高校生活の柱・部活動

戦前の校友会の「部」が生徒による自然発生的な、自主的な集団活動であり、それは育ち盛りの旧制中学生にとっては青春そのものであり、学校にとっては愛校心を育て士気を鼓舞する何よりの教育活動であった。

戦後も基本的に同じである。例えば、高校野球ファンどころか日本中を熱狂させる春の選抜高校野球大会、夏の選手権大会。全国約4、000校の球児達が甲子園を目指す。大会期間中のテレビや新聞の熱の入れ方を見れば明らかのように、まさに国民的イベントと言ってよい。サッカーにあっては国立、ラグビーにあっては花園、駅伝にあっては都大路が選手達の夢舞台なのだ。

インターハイ（全国高等学校総合体育大会）もまた高校生達のあこがれである。運動部に所属する生徒達が日々の厳しい練習に耐えるのもインターハイ出場のあるからである。文化部の生徒達も同じである。高文祭（全国高等学校総合文化祭）への出場を目指す。カルタ部やブラスバンド部等運動部並みの厳しい練習をこなす文化部もある。これらの活動の中心は部活動である。

一方、サッカー、水泳、テニス等一部の種目でスポーツクラブに所属し、トップ・アスリートを目指す生徒もいる。また、ピアノ、バイオリン、茶道、華道、書道等の塾へ通って腕を磨く生徒もいる。しかし、これらはほんの少数で、戦後、社会教育、社会体育の必要性が言われ、学校体育、学校スポーツからの移行が叫ばれたが、50年経った今も遅々として進まない。

(2) 健全な高校生・変わらぬ参加率

部活動離れが言われているが、実際はどうか。静岡県高等学校体育連盟（以下、県高体連）の「静岡県高等学校 運動部員数・加入率の推移」（平成13年5月）によれば、県内全高校生に対する運動部員の割合には殆んど変化がなく、平成4年40.0%、必修クラブ廃止後の同13年40.3%である。参加率の低下を心配したが、静岡県に限って言えば、影響はまだ少ないようである。また、急激な少子化による部活動への影響もない訳ではないが、「全国高体連五十年誌」（平成11年3月4日）によれば、昭和63年の全国高体連加盟部員数は1、559、732人、平成9年は1、351、449人（13.4%減）、一方、文部科学省の統計では昭和63年の生徒数は5、512、736人、平成9年は4、371、360人（20.7%減）となっていて、少子化や興味・関心の多様化等の影響は今のところ殆んどないことが分かる。

ただ、時代や社会の変化を敏感に受け止める高校生のことだから「部」の消長は当然ある。全国高体連の資料（前出五十年誌）によれば、サッカーは昭和63年を100とすると平成9年は111.7、男子バスケットボールは131.3、女子柔道は151.0と伸び、逆に体操46.2、相撲63.5、剣道63.8と不人気である。また、小規模校では「部」の維持が難しく他校と合同チームを作って大会出場という

ケースも出てきた。

いずれにしても、参加率に殆んど変化がないということは、高校に入ったら勉強も運動も頑張っただけで両立させたいという健全な生徒が多いからだ。茨城県教育研修センターが平成10年(1999)3月に報告した、特別活動担当者へのアンケート調査報告「望ましい特別活動の指導の在り方」によれば、クラブ活動(部活動)で生徒達が求めているのは

- ① 交友関係のなかでの温かい触れ合いの体験
- ② 自分の興味・関心の追求
- ③ 教科学習では得られない満足感や達成感

等で、担当者は前向きな彼らの姿勢に高い評価を与えている。

これら資料や報告の内容は、後で触れる文部科学省の調査や校長協会のアンケート調査とも共通する。情報が氾濫し誘惑が多い現代社会にあつて、自分を高めたい、自分を磨きたい、高校生活を充実させたいと願望している生徒がいるかぎり、部活動を存続し彼らに夢や希望を与える努力をするのは大人や社会の責任である。

3-1 校長協会の対応

(1) 特別委員会「部活動検討委員会」の設置

校長協会は、文部省告示の「平成12年4月1日からの特例」によるクラブ活動の廃止という事態に対処するため、平成11年4月、協会内に特別委員会を設置し対応を検討することとした。

検討内容は

- ① 部活動の位置付け及び意義
- ② 必修クラブ廃止と部活動への影響
- ③ 当面の部活動の在り方及び長期的展望に立った部活動の在り方

の3点であった。

1年後の導入を控えて、全校長にアンケート調査を実施するなど精力的に研究や検討を重ね、平成11年11月に中間報告、13年2月に最終報告をまとめた。以下、その報告書の概要を記した上で、校長が部活動をどう考え、将来をどう展望していたか考察し、本題のテーマに迫って行きたい。

(2) 中間報告「今後の部活動の在り方について」

ア 部活動の位置付け及び意義

(ア) 位置付け

校長の平均的意見として、文部省の次の見解を踏襲するとしている。

- ① 部活動は教育課程の基準としての学習指導要領には示されていないが、学校において計画する教育活動である。
- ② 顧問教師の指導の下に、生徒が自発的に参加し、自主的に取り組む教育活動である。

ただ、「学校の管理下において」「社会性・自主性を育てる」「全員参加」「生徒会活動の一部」等の文言を付加したらどうか等の意見があった。

(イ) 意義

平均的意見として、委員会がまとめた次の見解を支持している。

- ① 忍耐力、他人に対する思いやり、協調性などを養う。
- ② 生徒の個性・能力を伸ばし、将来の進路や生き方に大きな影響を与える。
- ③ 異年齢集団による活動、顧問教師との人間的触れ合いを通して、より良い人間関係の在り方を学ぶ。
- ④ 学校の活性化や特色づくりに役立つ。
- ⑤ 一人一人の生徒にとって、学校生活を豊かで潤いのあるものにする。

その他、「学校への帰属意識」「達成感、成就感、充実感」「非行防止、健全育成」等の意義があるという意見があった。

イ 必修クラブ活動廃止と予想される学校教育・部活動への影響

(ア) 必修クラブ活動廃止の理由

1-2で触れてきたものとほぼ同じなので省略する。

(イ) 予想される学校教育・部活動への影響

平均的意見として、委員会がまとめた次の見解を支持している。

- ① 十分な部員数が確保できず、活動の低下や統合整理が生ずる。
- ② 一部の運動部では学校外のスポーツクラブ等に吸収されていく。社会文化活動の場が未整理な現状では、文化活動は更に衰退していく。
- ③ 部活動に代わる生徒の人間形成、学校活性化の手立てを創造できればよいが、創造できない場合、学校は少しずつその活力を失っていく。
- ④ 放課後の生徒の健全な居場所の確保、充実した生活の保障ができず、生徒は学校外へ居場所を移していく。

その他、「学校間の差異」「過度な選手養成」「指導者の確保、経費」等を危惧する意見と、「やる気のある者が集まり質の向上に期待」「地域、家庭への役割分担の契機」とする意見があった。

ウ 当面の部活動の在り方及び長期的展望に立った部活動の在り方

(ア) 当面の部活動の在り方

平均的意見として、委員会がまとめた次の見解を支持している。

- ① 各学校においては、必修クラブ活動の趣旨を継承し、多様な部を設置するなど、創意工夫を図り、できるだけ多くの生徒が参加できるようにする。「全員参加を」という意見が多かった

(イ) 長期的展望に立った部活動の在り方

平均的意見として、委員会がまとめた次の見解を支持している。

- ① 社会教育との連携を深め、学校部活動の中だけでなく、できるだけ多くの活動分野の中から生徒が自分に合ったものを選択できるよう、環境整備を図る。

また、生徒が学校外の活動に参加する場合は、部活動に準じた活動として扱うなど、参加基準の弾力化を図る。

ただ、「方向性はこれでよいが実現には様々な課題がある」とする意見が多かった。その他、「学校開放」「複数校による合同活動」等の意見があった。

(3) 最終報告「長期的展望に立った部活動の在り方について」

中間報告でまとめた3点の内、「ウ 当面の部活動の在り方及び長期的展望に立った

部活動の在り方」の後半部分、「長期的展望に立った部活動の在り方」について検討した結果をまとめて最終報告とした。

ア 必修クラブ廃止後の各学校の部活動の状況

調査時点で既に必修クラブは廃止され、部活動のみ行われている。

(ア) 生徒の状況

- ① 必修クラブ廃止後も全員参加としているが、無断欠席の増加、文化部における参加意識の低下等が見られる。
- ② 1年生のみ参加、1, 2年生のみ参加としたところ、加入率は減。しかし、積極的に参加する生徒も見られる。

(イ) 課題

- ① 顧問の決定、部活動の統廃合、教員の服務、外部指導者の確保と財源、部活動費の確保等課題は山積する。

イ 将来的な部活動の在り方

部活動の意義を認めた上で、おおよそ次の3つに分類できるとしている。なお、上記「ア(イ)課題」は、学校と行政が協力して解決すべきとしている。

- (ア) 活動の意義を学校教育目標に位置付け、これまで通り積極的に参加させる。
- (イ) 学校外活動も積極的に評価し、部活動との共存を図る。
- (ウ) 社会体育・文化活動への移行を視野に入れ、そのための整備を進める。

3-2 考察

(1) 校長協会と教育改革

ア 迅速な対応

校長協会が設立されて今年で52年になる。困難な教育課題に直面する度に結束を強め、静岡県教育委員会と緊密な連携をとりながら静岡県の教育水準の維持・向上に取り組んできた団体である。

さて、戦後教育の総決算と新世紀への展望を大胆に打ち出した中曽根内閣時代の臨時教育審議会の答申(昭和62年8月)以来、今日に至るまで中央教育審議会の数次にわたる答申、教育職員養成審議会や教育課程審議会の答申、小淵内閣時代に発足した教育改革国民会議の報告(平成12年12月)等、「第三の教育改革」と呼ぶにふさわしい答申や報告や提言が出された。それらは次々と施策に生かされ、改革は進行している。

平成11年3月、クラブ活動が学習指導要領から消えた。部活動は教育課程外に残されたままである。つまり、部活動は各学校の自主的な取り組みに任せられたのである。告示の1年後には廃止するという性急なものであった。部活動をどうするか、校長は教員や生徒に早急に説明しなくてはならない。そこで、協会内に特別委員会を設置して対応を検討し、校長に指針を示すことにした。その経緯については既に述べた。

特別委員会は8名の校長で組織され、オブザーバーとして、高体連、高文連、高野連の各会長を迎えて、意見を聴取することにした。各校長へのアンケート調査を中心に2年間かけて中間報告と最終報告をまとめ、各校長に示した。

イ 不安を抱えてスタート

中間報告で示された指針は、その後、各学校で検討する際の一つの基準となった。報告書の内容は既に触れた通りで、各学校がこれまで取り組んできたことの再確認といった趣きが強。必修クラブ活動廃止後の部活動の扱いについては、校内には様々な意見があつて校長は意見の集約に苦勞したようであるが、最終的に全員参加で校内をまとめた校長が多く、平成12年4月、必修クラブ活動廃止の初年度がスタートした。

前にも述べたように、クラブは本来、興味や関心を共通に持つ同好の士が集まって活動する、楽しい場所、時間であるはずなのに、いくつかのクラブには、ただ単位を修得するためだけに集まる、意欲や関心を示さぬ生徒達がいて教員達を悩ませた。それだけに、クラブ活動の廃止によって本来の活動ができると期待する教員もいたが、これを契機に部活動は衰退していくのではないかと不安がる校長や教員が圧倒的に多かった。

ウ 心配な文化部

校長協会の迅速な対応によって、静岡県各高校は大きな混乱もなく廃止3年目を迎えることができた。ただ、心配がないわけではない。それは、文化部の衰退である。これまでは運動部を中心に論を進めてきたが、クラブ活動廃止の影響はむしろ文化部の方が大きいと思われる。県高体連の調査では、生徒の約4割が運動部に所属しているというから、残り6割が文化部ということになる。必修クラブがあつた頃は、多くの文化部は週1回のクラブの時間の活動か、文化祭発表前の放課後の活動が中心であつた。しかし、必修クラブが廃止されて、文化部の活動は放課後のみとなった。授業が終わった放課後、週1回、あるいは2回、どれだけの生徒が活動に参加するだろうか。6割を占める文化部の生徒の動向が気になる。特別委員会の報告でも「文化部における参加意識の低下」を危惧している。大げさに言えば、「高校生文化の崩壊、消滅」を招くのではないか。例えば、郷土研究、囲碁・将棋、合唱、ギター・マンドリン、演劇、天文、放送、新聞等先輩から後輩へと受け継がれてきたものが、先細りをし消えていかないだろうか。学校祭や様々なコンクール、発表会等の場が与えられたとしても、部員が少なく定期的に集まっての日常活動が不足するならば、質の低下は避けられず、やがて活動停止、休部、廃部の道をたどっていくことになる。

4-1 静岡県教育委員会の対応

特別委員会の中間報告は平成11年11月全校長に対して行われたが、静岡県教育委員会にも理解と協力を得る必要があるため、報告をした。この報告を受けて、平成12年3月、県教育委員会は校長協会に次のような見解を示した。

(1) 部活動の運営

校長が、教育方針のもと一定の教育目的を達成するために必要と判断した場合、全員を加入させるよう指導することも考えられる。自発的・自主的活動であるので、保護者・生徒に十分な説明が必要である。

(2) 部活動に要する経費の徴収

生徒会は全生徒で組織する。所定の手続きを経て部活動費として予算化することは可能である。

(3) 部活動の顧問

校務分掌に明確に位置付ける必要がある。部活動指導は教諭が担当する。

4-2 考察

(1) 学校の主体性に配慮

校長協会の報告は中間報告の体裁をとっているが、翌年4月に迫ったクラブ活動の廃止を目前にして、各校長が不安や動揺を抱えていては正常な教育活動ができないと判断して、当面の指針を示したものであった。

県教育委員会の見解は、特別委員会が報告した指針にほぼ沿ったもので、各学校の主体性に最大限配慮している点、協会や校長には力強い支援となった。

(2) 各学校の対応

平成12年4月、校長協会の指針、県教育委員会の見解に沿って、各学校はそれぞれの教育方針、教育目標のもと、ほぼ次の3通りの形態で部活動に取り組むことになった。

ア 全員参加

イ 1、2年生全員参加、3年生自由参加

ウ 1年生全員参加、2、3年生自由参加

県内全ての学校の足並みが揃った訳ではないが、アの形態が一番多く、次いでイ、ウは極く少数であった。

また、顧問については、全ての学校でこれまで通り校務分掌に位置付けた。こうして、大きな混乱もなくスタートしたのも、校長協会や県教育委員会の適切な対応と支援、各校長のリーダーシップによるものと評価できる。

5-1 文部科学省の態度

(1) 静観

平成元年3月、文部省は高等学校学習指導要領の改訂で部活動代替を打ち出した。

平成10年11月、教育課程審議会はクラブ活動の廃止を答申した。

平成11年3月、文部科学省は高等学校学習指導要領の改訂で特別活動からクラブ活動を削除した。上記学習指導要領の実施は平成15年4月であるが、クラブ活動の廃止は平成12年4月から前倒しで実施することとした。将来の学校完全5日制の実施を視野に入れながら、文部省は10年以上前からクラブ活動の廃止に向けて準備を進めていたことが分かる。平成11年3月の告示の時、クラブ活動の廃止について文部科学省は特別のコメントを発表していない。

5-2 考察

(1) 部活動は教育課程外

これまで見てきたように、昭和22年の「学習指導要領・一般篇（試案）」以来、クラブ活動は教育課程内にあった。昭和45年の改訂でクラブ活動が必修となり、全員参加となった。この時、自発的、自主的参加で放課後に活動するクラブを教育課程外の課外クラブもしくは部活動と呼んで、区別することになった。一般的には部活動と呼ばれた。以来、30年余、「学校管理下の教育活動」でありながら教育課程外に置かれたために、今回の改訂では部活動については一言も触れられていないという訳である。このことについては、後でもう一度触れたい。

6—1 今後の部活動の在り方

今後の部活動の在り方を考えるために、部活動の果たす教育的意義と課題について取り上げ考究したい。

(1) 部活動の果たす教育的意義

校長協会の中間報告は次の通りであるが、保健体育審議会答申、運動部活動の在り方に関する調査研究報告も参考にする。いずれも教科・科目の学習とは異なる意義を強調している。

ア 校長協会の中間報告

- (ア) 忍耐力、他人に対する思いやり、協調性を養う。
- (イ) 生徒の多様な個性・能力を伸ばし、将来の進路や生き方に大きな影響を与える。
- (ウ) 異年齢集団による活動、顧問教師との人間的触れ合いを通して、より良い人間関係の在り方を学ぶ。
- (エ) 学校の活性化や特色づくりに役立つ。
- (オ) 一人一人の生徒にとって、学校生活を豊かで潤いのあるものにする。

イ 保健体育審議会答申（平成9年9月）

- (ア) 生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進を図る。
- (イ) 生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- (ウ) 仲間や教師（顧問）との密接な触れ合いの場である。
- (エ) 生徒や保護者の学校への信頼感をより高める。
- (オ) 学校の一体感や愛校心を醸成する。

ウ 運動部活動の在り方に関する調査研究報告（平成9年12月）

この「調査研究報告」は、全国の中学校、高等学校それぞれ100校の生徒、保護者、教員を対象に行ったもので、その中から「意義」についてまとめた部分を次に整理する。

- (ア) 喜びと生きがいの場
- (イ) 生涯にわたってスポーツに親しむための基礎づくり
- (ウ) 体力の向上と健康の増進
- (エ) 豊かな人間性の育成
- (オ) 明るく充実した学校生活の展開

(2) 部活動が抱えている課題

この課題については、上記の報告や答申ではおよそ次の通りである。アとウは、校長、教員、生徒、保護者へのアンケート調査結果が中心である。

ア 校長協会

- (ア) 高体連・高野連・高文連等への加盟と大会参加資格の弾力化
- (イ) 社会教育等の基盤整備と学校施設等の開放
- (ウ) 勤務を要しない日等の指導に対する教員の処遇改善
- (エ) 教員の指導力の向上
- (オ) 外部指導講師の拡充

イ 保健体育審議会

- (ア) 教科体育や地域スポーツとの関係の整理
- (イ) 今後の部員数や教員（顧問）数の減少、顧問の高齢化、実技の指導力不足等への対応
- (ウ) 勝利至上主義的な考え方に基づく一部の行き過ぎた活動や指導の改善、学校体育大会の在り方など望ましい活動内容の展開策
- (エ) 運動部活動と国際競技力の向上の関係

ウ 調査研究協力者会議

- (ア) 活動量の問題
- (イ) 顧問の実技指導力の問題
- (ウ) 部員数や顧問数の減少、顧問の高齢化の問題
- (エ) 全員入部

6-2 考察

(1) 高い教育的意義

文部科学省は、学習指導要領では部活動について一切触れていないが、その教育的意義は教育課程審議会や保健体育審議会等の各種答申の中で認めている。具体的には前述「6-1、(1) イ、ウ」の通りで、校長協会の考え方とあまり変わらない。

県教育委員会も教育課程外の活動であるので直接指導することはないが、その教育的意義に鑑み、高体連や高文連、高野連等を通じて、活動が適切に行われるよう各学校を指導している。当然のことながら、指導する教員の服務や指導の行き過ぎがないよう気を配っているし、勤務を要しない日の部活動の指導や公式試合、練習試合等で生徒を引率する際の「特殊業務手当」にも配慮している。

また、校長協会の各校長は、前述の通り教育的意義を深く理解している。だから、部活動を熱心に奨励するし、部活動で活躍した生徒達を全校集会等の場で賞揚することを忘れない。

(2) 課題の克服に向けて

校長協会が挙げた課題は前述の通り5点に整理されているが、その他、保健体育審議会や中学生・高校生のスポーツ活動に関する調査研究協力者会議の答申等を参考にしながら、私なりの考えを述べてみたい。

ア 日本独自の在り方を

これまで見てきたように、運動部活動を始めとする高校生の自主的、自発的活動は、日本の近代学校制度発足以来、戦前の中学校や師範学校、戦後の高等学校を中心にして引き継がれ発展してきた。学校挙げての定期戦が行われたり、全国大会出場が学校中が盛り上がり、現役の学生がオリンピックに出場して国威の発揚に寄与したりと、日本独特の学校体育や学校部活動が背景にある。

他方、戦後の経済発展の中で、従業員の厚生や企業の宣伝のために設置された野球部、陸上部、バスケットボール部、バレーボール部等の企業部活動もそれなりの成果を収めてきた。しかし、企業の都合で休廃部は日常茶飯である。経営を圧迫するとして、全国優勝した直後に休部に追い込まれた野球部やオリンピック優勝時の有力メンバーを輩出した名門バレーボール部の休部は記憶に新しい。

学校部活動や企業部活動が、教育改革の大きな流れや経済不況の中で衰退し姿を

消していくかも知れない時に、果たして地域社会が受け皿たり得るか。野球やサッカーのように全てのスポーツがプロ化できるか。結論を言えば難しい。

プロ化が進んでいるアメリカ型でもない、地域社会が中心となって運営しているときれるヨーロッパ型でもない、日本独自の型を明確にする時に来ている。それは、明治以来長年かかって日本の学校に定着した部活動を中心に考えるべきではないだろうか。その理由は、校長協会等が高く評価している教育的意義を大事にしたいからだ。いくつかの課題を克服しつつ、そして、社会教育や地域スポーツも視野に入れながら、学校部活動を中心とした日本独自の在り方を真剣に追求すべきである。

イ 「生きる力」の育成のために

「生きる力」を育成するために、教科・科目の学習はもとより、特別活動や新たに導入された総合的な学習の時間も大切な役割を持つ。廃止された必修クラブ活動の目標や内容は、特別活動の学校行事や総合的な学習に引き継がれることになったが、いささか中途半端な感じがする。「子供に『生きる力』と『ゆとり』を」を副題とした「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」（中央教育審議会 第一次答申 平成8年7月）の中で「今後の教育の基本的方向」の一つとして「自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性とたくましく生きるための健康や体力」を挙げている。これこそ、部活動の教育的意義そのものと言ってよく、「生きる力」を育むために部活動に勝るものはない。

児童・生徒の体力低下が憂慮されている。体位は年々向上するのに、体力は年々低下するというアンバランスは、放置できない深刻な問題である。運動部やスポーツクラブに所属している児童・生徒の体力には変化がないという調査結果（「平成12年度体力・運動能力調査結果について」平成13年10月 文部科学省）を見れば、室内ゲームに熱中して運動やスポーツに興味・関心を示さない児童・生徒を放置したままでは、将来に大きな禍根を残す恐れがある。

ウ 部活動を特別活動に組み込む

昭和45年、クラブ活動が必修化された時に部活動は教育課程外に置かれ、課外活動と呼ばれることになった。それ以前にはクラブ活動しかなく、生徒の殆んどが放課後のクラブ活動に参加していた。しかも、クラブ活動は特別活動に位置付けられていたので、放課後や土・日曜日の活動でありながら教育課程内にあるという、特別活動ならではの扱いであった。生徒会活動と同じ扱いであり、必修化以前のホームルーム活動と同じ扱いである。

「生きる力」を育てるために、部活動を教育課程内に位置付け、特別活動に組み込んで生徒会活動や学校行事と同様の扱いとし、全員に活動させるべきである。

特別活動

- (1) ホームルーム活動
- (2) 生徒会活動
- (3) 部活動
- (4) 学校行事

エ 次善の策、部活動を生徒会活動に組み込む

必修クラブ活動は、生徒の自主性や主体性を重んじるがゆえに生徒会活動と密接

につながっており、クラブの予算配分、会計処理、決算報告等は生徒会の最も重要な仕事の一つであった。必修クラブ廃止後の部活動の予算・決算や部活動紹介、各部の部長が集まる部長会等も、全て生徒会の仕事である。また、部活動顧問会議を取り仕切るのは、校務分掌の一つの生徒課である。もし、前記ウがこれまでの行きがかり上困難ならば、次善の策として部活動を生徒会活動の数ある活動の一つとして位置付ける。ウ同様、教育課程内に明確に位置付けるのは言うまでもない。

特別活動

- (1) ホームルーム活動
- (2) 生徒会活動 一部活動
- (3) 学校行事

オ 部活動顧問、監督の資質向上

勝利至上主義という言葉は、クラブ活動や部活動を語るときに必ず登場する。例えば、平成8年(1996)7月の中央教育審議会・第一次答申の「勝利至上主義の一部の行き過ぎは改善を図る必要がある」とか、同年9月の「保健体育審議会答申」の「勝利至上主義的な考え方に基づく一部の行き過ぎた活動や指導の改善」とか、同年12月の「運動部活動の在り方に関する調査研究報告」の前記二つの答申を引用しての「行き過ぎた活動量」への警告といった具合である。

マスコミをにぎわす高校野球の不祥事、例えば、監督の部員に対する暴力、非科学的な精神主義が原因の死亡事故、上級生の下級生への暴力などは、部活動も大切な教育の一環ということをおぼろげに忘れた「勝利至上主義」の表れなのかもしれない。学校によっては、実績を上げられない監督を次々と更迭したり、勝ち負けに異常にこだわる顧問や功名心に駆られる監督など生徒や部員を犠牲にして恥じぬ教員がいたりすることも確かだ、非難されても仕方ない面はある。

ただ、これらはほんの一握りであって、大部分は前にも触れたように、部活動に「やりがい」を感じている教員と、「楽しい」と思っている生徒と、「満足」している保護者なのである。勝つ喜びや負けた悔しさを体験するのは人生のある時期大切なことで、顧問や監督は「勝利至上主義」批判に萎縮して指導を放棄してはならず、一方で、指導者としての研究や修養に教科・科目への取り組み同様真剣であるべきである。

また、顧問や監督が一部の保護者と癒着するような教育的配慮を欠いた言動をとった時、部全体のモラルが低下しトラブルが発生するようになる。自らを厳しく律する顧問や監督の周りからは不協和音は聞こえない。保護者に理解や協力を求めるのは当然であるが、一線を外してはならない。

カ 文化部活動への期待

「3-2、(1)ウ 心配な文化部」で既に触れてあるが、再度、文化部活動に触れておきたい。高校生の部活動等への参加を資料で見ると次の通りである。

「運動部活動の在り方に関する調査研究報告」(1997年12月)

	全体	男子	女子
運動部所属者	49.0%	56.3%	41.1%
地域スポーツクラブ等所属者	4.2%	5.7%	2.6%

文化部など所属者	22.0%	13.8%	30.9%
学校以外の文化的教室所属者	3.1%	1.4%	5.0%
どれにも所属していない者	27.3%	28.1%	26.6%

(複数回答可)

「静岡県高等学校体育連盟調査」(2001年5月)

運動部員	40.3%	53.6%	27.0%
文化部員等	59.7%	46.4%	73.0%

文部省の調査は、必修クラブ廃止以前なので、以後の調査である静岡県とは比較しにくいですが、前にも述べたように、静岡県の参加動向は前後であまり変動がないので比較のために使ってみる。

運動部への参加が全国で50%近いのは驚きで、スポーツが盛んと言われている静岡県を10%近く上回る。文化部への参加が全国で22%、静岡県は59.7%と開きがあるが、静岡県の調査には無所属も含まれているので、割合はもう少し下がると思われる。いずれにしても、男子は運動部女子は文化部という傾向は二つの調査に共通していて、昔とあまり変わらない。

さて、多くの有名スポーツ選手が高校の運動部から巣立っていったのと同様に、自然科学や芸術等の分野ですばらしい業績を挙げている人達には、文化部育ちが多い。各学校には、伝統を持つ文化部があり、指導する名物教師がいるものだ。理科に興味や関心を持つ生徒は、物理部・化学部・生物部・地学部等に籍を置き、校内にあっては学校祭の展示・発表に合わせて活動したり、校外にあっては文化部の全国組織である全国高等学校文化連盟主催の全国高等学校総合文化祭で県代表として発表したりと活躍の場はいくらでもある。その陰に、彼らの興味・関心を大切に、彼らの可能性を最大限に引き伸ばす熱心な顧問がいる。その他、各種研究発表会やコンクール、大会を目標に多くの高校生が頑張っている。それら、高校生の文化部活動が「高校文化」を形作っているのは世界的に見てもユニークなものと考えられるし、日本の文化や芸術を底辺で支えているといっても過言ではない。

必修クラブ活動が廃止されて一番影響を受けるのは文化部ではないかと思われる。「生きる力」を育むのは運動部だけではない。また、「高校文化」の灯を消さぬためにも、高校生の半数近くが活動している文化部の奮起に期待したい。

キ 処遇の改善

勤務時間外に部活動の指導をし、いくら夜遅くなっても、教員に超過勤務手当は支給されない。教員の勤務が特殊なものであることから、全員一律に4%の「教職調整額」が支給されているからだ。校長は教員に原則として正規の勤務時間を超えて勤務を命じてはならないことになっており、命じられるのは、学校行事に関する業務等4項目に限定されている(「義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例」)。土・日曜日の週休日に部活動の指導をした場合教員の服務はどうなるか。代休がない代わりに、指導の実績に対して特殊業務手当が支払われる。

静岡県の場合は次の通りである。(「静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例」「静岡県教職員の特殊勤務手当に関する規則」)

○人事委員会が定める対外運動競技等に置いて児童又は生徒を引率して行う指導

業務で、泊を伴うもの又は週休日等に行うもの

8時間 1、800円

4時間以上8時間未満 1、800円×6分の4

○学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの

8時間 1、800円

8時間未満6時間以上 1、800円×6分の5

6時間未満4時間程度以上 1、800円×6分の4

前にも述べたように、大多数の教員達は部活動を「好き」で指導しているので手当の額には比較的無関心であり、実績簿の提出を失念する教員もいる。それはそれとして、上記「特殊業務手当」の額を見てほしい。例えば、試合の引率にしても校内の指導にしても1日1、800円、1時間当たり225円である。大学生のコンビニでのアルバイトでも1時間当たり700円から800円の相場であることを考えると、1日10、000円の手当を出しても高すぎることはない。「好き」で「やりがいがある」とは言え、教員も人の子である。手当の増額で彼らに報いてやることはできないものだろうか。

ク 社会体育、社会文化活動との共存

校長協会も指摘していたように、既に特定の分野ではスポーツの社会体育への移行が進んでいるが、部活動には参加せずに、スイミングスクール、テニススクール、体操教室、サッカーのユース等で活動している高校生は、まだ少数である。少数ではあるが、間違いなく彼らはトップ・アスリートを目指している。しかし、経済的負担は重く、誰もが進める道ではない。同じ学校の仲間と楽しく活動する大部分の高校生と校外で様々な学校の高校生と切磋琢磨する少数の高校生とに分かれるが、部活動を全て社会体育や社会文化活動へ移行させるのではなく、互いの良さを認め合いながら共存の道を探っていくのが自然である。何もかも学校をスリム化し、地域や社会へ持って行くことは日本の教育のやりかたではなく、無理があり、とるべき道ではない。

ケ 外部指導者の招請

少子化に伴って教員は減少の一途をたどり高齢化が進んでいる。かつてクラブ活動が必修化された時、大規模校では施設設備が不足し小規模校では指導する教員が不足するという深刻な事態が生じた。クラブ活動が廃止された今の問題は、教員の不足と高齢化である。解決するために、校長協会の報告や保健体育審議会の答申等でも触れられているが、外部から指導者を招請するのも一つの方法である。

多くの高校には茶道部や華道部があり、女子生徒には人気がある。指導者の殆んどがその道の「師匠」で、長年にわたって指導をしているので生徒の扱いも慣れたものである。柔道、剣道、弓道等でも有資格者が外部から招かれ指導している例がある。この他、その道の専門家と言われる人が地域には大勢いる。地域に開かれた学校であるためにも、学校に招き入れたい。

放課後だから、学校以外の場で、スポーツクラブやスポーツ少年団に加入して活動するのは構わない。私が重視するのは「学校の管理下」という考え方である。そ

こには、勝敗やコンクールにこだわりつつも、どんな生徒にも指導が及ぶような「教育的配慮」があるからである。

Ⅲ 結び

1 部活動へのこだわり

冒頭で触れたように、私は部活動の「教育的意義」を高く評価している。改革の流れの中で、部活動がその流れに押し流され埋没してしまうことを恐れる。そこで、クラブ活動と部活動の歴史を簡単に振り返りながら、課題を挙げ、その対応策について私見を述べてみた。

私が部活動にこだわるのは、自分自身がこれまでの人生でずっと部活動に関わってきたからである。小・中学校時代は野球部、高校時代はハンドボール部、大学時代は山岳部、高校の教員になってからはハンドボール部の顧問、といった具合に運動部一筋である。健康や体力、友人や教え子達、友情や感動等々得たものは教え切れない。私は、三人の子供達にも運動部を勧めた。彼らは、小・中・高校を通じて剣道、卓球、弓道等に打ち込んだ。私と同じように健康であり友人にも恵まれ、社会人として元気に働いている。

私が教員になったばかりの今から40年近く前の頃、クラブ活動（部活動）が社会体育や地域社会等へ移行するのは、そう遠くないと言われていた。子供達を学校だけではなく社会や地域でも育てようと言う考え方である。しかし、これまで述べてきたように移行はなかなか進まない。確かに、トップ・アスリートの育成や底辺拡大のための営利、非営利のスポーツ教室やスポーツ少年団等はあるが、まだほんの一握りに過ぎない。現在、国が進めているのは、地域住民が中心となって運営する「総合型地域スポーツクラブ」（保健体育審議会答申 1997年9月、2000年8月）の全国展開であり、動き始めた市町村もある。生涯スポーツ社会を実現するための環境整備であって、地域の誰もが気軽にスポーツに親しめることを目的としている。構想としては面白いが、部活動を離れた高校生がどれだけ参加するのか疑問である。

2 部活動の今後

いずれにしても、たかが部活動と言われるかもしれない。しかし、部活動が日本人の健康や体力保持、スポーツや文化の振興にどれほど寄与してきたか、また、高校生独自の体育や文化をどれだけ育ててきたか、そして、インターハイや高校野球や文化部の発表がどれほど日本中から圧倒的な支持を得、共感と呼んでいることか、さらに、「生きる力」を育成するのにどれだけ大きな力があるかは、これまで見てきた通りである。部活動の充実と発展を願ってやまない。

最後に、この小論をまとめるに当たって、アンケート調査結果の使用を快諾していただいた静岡県高等学校長協会、各種答申の資料検索に御協力いただいた静岡県立中央図書館にお礼を申し上げます。

<参考文献>

- 1 学習指導要領 一般編（試案） 昭和22年度 文部省
- 2 学習指導要領 一般編（試案） 昭和26年（1951）改訂版 文部省
- 3 高等学校学習指導要領 一般編 昭和31年改訂版 文部省 明治図書出版

必修クラブ活動の廃止と今後の部活動の在り方について

- 4 高等学校学習指導要領 昭和 35 年、45 年、53 年、平成元年 文部省 大蔵省印刷局
- 5 文部省告示 高等学校学習指導要領 平成 11 年 大蔵省印刷局
- 6 高等学校学習指導要領の展開 各教科以外の教育活動編 昭和 48 年 10 月 明治図書出版
- 7 教育改革に関する第四次答申 昭和 62 年 8 月 臨時教育審議会
- 8 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について 昭和 62 年 12 月 教育課程審議会
- 9 中央教育審議会第一次答申 21 世紀を展望した我が国の教育の在り方について—子供に「生きる力」と「ゆとり」を— 平成 8 年 7 月 中央教育審議会
- 10 保健体育審議会答申 生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について 平成 9 年 9 月 保健体育審議会
- 11 スポーツ振興基本計画の在り方について—豊かなスポーツ環境を目指して— (答申) 平成 12 年 8 月 保健体育審議会
- 12 運動部活動の在り方に関する調査研究報告 平成 9 年 12 月 中学生・高校生のスポーツに関する調査研究協力者会議
- 13 平成 12 年度体力・運動能力調査結果について 平成 13 年 10 月 文部科学省
- 14 望ましい特別活動の指導の在り方 平成 10 年 茨城県教育研修センター
- 15 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改定について 平成 10 年 7 月 教育課程審議会
- 16 教育改革国民会議報告 —教育を変える 17 の提案— 平成 12 年 12 月 教育改革国民会議
- 17 今後の部活動の在り方について 中間報告 平成 11 年 11 月 静岡県高等学校長協会部活動検討委員会
- 18 長期的展望に立った部活動の在り方について 最終報告 平成 13 年 2 月 静岡県高等学校長協会部活動検討委員会
- 19 全国高体連五十年誌 平成 11 年 3 月 全国高等学校体育連盟
- 20 静岡県高等学校運動部員数・加入率の推移 平成 13 年 5 月 静岡県高等学校体育連盟
- 21 高校の体育 第 50 号 平成 12 年 3 月 静岡県高等学校体育連盟
- 22 百二十年のあゆみ 豆陽中学 下田北高 平成 11 年 10 月 1 日 静岡県立下田北高等学校
- 23 榛原高校 100 年史 2000 年 11 月 15 日 静岡県立榛原高等学校
- 24 静岡県教育関係職員必携 平成 12 年版 平成 12 年 9 月 法令研究会編